

令和2年4月22日

保護者の皆様へ

佐那河内保育所
所長 濱本 富美子

新型コロナウイルス感染症の感染予防拡大による登所自粛のお願い

去る4月16日、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したところです。

佐那河内保育所では、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、子どもや職員の検温、手洗い・うがいの励行、職員のマスク着用、そして施設の消毒、行事の延期等を行うなど、お子様や職員の健康管理に充分留意しながら、引き続き、開所してきたところです。

このような中、一昨日、徳島県内において新たな感染が確認され、保育所をはじめとする公共施設における感染予防対策のさらなる徹底、強化が求められているところです。

このため、佐那河内保育所では、原則として開所を続けることとしておりますが、お子様や保護者の皆様の感染予防対策に万全を尽くすためにも、また、保育所のより安全な運営のためにも、ご家庭で保育が可能な保護者の皆様に対して、お子様の登所を控える自粛依頼についてご協力をお願い致します。

また、今後においても、県内における感染状況に注意しながら、子どもの安全を最優先に考え、保育の縮小や休園などについて検討させていただきますので、保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

(参考)厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン(関係箇所抜粋)

○保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いたします。

○保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、保育所の一部又は全部の臨時休園が行われます。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と相談してお知らせします。

○感染者の濃厚接触者に特定された場合には、市区町村の要請により、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としています。感染者の方に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が大切です。